

登米市ネーミングライツ事業の導入に関する
サウンディング型市場調査実施要領

令和5年2月

登米市総務課

1 調査の目的

本市では、昨今のコロナ禍やロシアのウクライナ侵攻に起因する国際情勢の変化による地域経済情勢の悪化、国から配分される地方交付税の減額といった要因により、極めて厳しい財政状況となっています。

このような状況の中で、本市では公共施設等を活用した新たな財源の創出により財政の持続可能性を確保するために、ネーミングライツ事業の導入を進めたいと考えています。

ネーミングライツ事業とは、公共施設等を広告媒体として活用し、本市とネーミングライツパートナー契約を締結した事業者に施設等への愛称の命名権を付与する代わりに本市がその対価として命名権料を得るものとなります。

今回のサウンディング（対話）は、事業者を対象に本市におけるネーミングライツ事業の導入の可能性を調査し、今後の効果的な事業実施につなげるものなので、ぜひ本調査に御協力くださいようお願い申し上げます。

2 サウンディングの対象施設

本市におけるネーミングライツ事業の対象施設は、別紙「登米市ネーミングライツパートナー募集に係る対象施設一覧」のとおりとなります。また、立地条件、施設の規模・状態、施設利用者の状況等、広告効果が期待できる可能性のある施設として、対象施設一覧中から選別したものは、別紙「個別施設概要」のとおりとなります。

3 サウンディングの内容

(1) サウンディング対象者

対象者は、本市のネーミングライツ事業に関心がある事業者（法人、法人以外の団体又は法人等により構成された団体）とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく再生又は再生手続等を行っている者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

エ 登米市指名停止基準（平成 20 年 3 月 27 日告示第 69 号）に基づく指名停止措置を受けていない者

オ 国税、地方税及び市税を滞納している者

(2) サウンディング項目

対象施設の中で関心がある施設を選択していただき、以下の項目について意見等をお聞かせください。

ア 施設の市場性（広告効果の有無、ネーミングライツで期待される効果等）

イ 命名権料の妥当な金額

ウ 事業実施にあたり配慮を要する事項（募集時期、契約年数等）

エ その他、本市のネーミングライツ事業全般に関するもの

4 サウンディング実施スケジュール

内容	日程
実施要領の公表	令和5年2月3日（金）
ヒアリングシート提出期間	令和5年2月3日（金）～令和5年2月17日（金）
実施日時・場所の連絡	令和5年2月17日（金）
実施期間	令和5年2月20日（月）～令和5年2月24日（金）
実施結果の公表	令和5年2月末頃（予定）

※サウンディングは、事業者からサウンディングの希望がある場合のみ実施します。

5 サウンディングの手続き

(1) ヒアリングシート提出

本市のネーミングライツ事業に関心がある事業者は、別紙「ヒアリングシート」に必要な事項を記入の上、郵送、持参又は電子メールで御提出ください。

ア 提出期限

令和5年2月17日（金）午後3時まで

イ 提出先

宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6-1

登米市総務部総務課財産係（迫庁舎2階）

電子メール：somu-somu@city.tome.miyagi.jp

※メール件名は「ネーミングライツサウンディング【法人名等】」としてください。

ウ その他

対象施設の全体見学会は行いませんが、ヒアリングシートの提出に際して対象施設を個別に見学されたい場合は、令和5年2月9日（木）までに登米市総務部総務課財産係（電話：0220-22-2091）まで御連絡ください。令和5年2月10日（金）までに日程を調整し、連絡いたします。

(2) サウンディング実施日時・場所の連絡

ヒアリングシートを御提出いただいた事業者のうち、サウンディングを希望する事業者がいる場合は、その事業者の担当者あてに、令和5年2月17日（金）午後5時までに、実施日時・場所を電子メールで連絡します。

(3) サウンディングの実施

知的財産保護の観点から、サウンディングは1事業者ごとに個別実施します。

当日は、御提出いただいた「ヒアリングシート」に基づきサウンディングを実施しますが、記載内容にとらわれることなく本市のネーミングライツ事業に幅広く御意見等をいただきたいと考えております。

ア 実施期間

令和5年2月20日（月）～ 24日（金）午前10時～午後5時

※サウンディングの所要時間は、30分から1時間程度を予定。

イ 実施場所（予定）

登米市役所3階 第4委員会室

(4) 実施結果の公表

ヒアリングシートに記載していただいた内容及びサウンディングの実施結果については、概要を市HPで公表する予定としております。

公表にあたっては、参加事業者の名称及び知的財産に係る内容は原則として公表いたしません。

なお、「登米市情報公開条例」その他関係法令の規定に従い、情報公開の対象となる場合があります。

6 留意事項

(1) サウンディング及びサウンディング内容の取扱いについて

サウンディングへの参加実績は、今後の公募における評価の対象とはなりません。

また、サウンディング内容は、今後のネーミングライツ事業に関する内部検討の参考とさせていただきます。必要に応じて募集要項へ反映させる予定です。ただし、サウンディング時の発言は、あくまでもサウンディング実施時点での想定のものとし、何ら約束するものではないことを予め御了承ください。

(2) 費用負担について

サウンディングへの参加に要する全ての費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

サウンディングは対面方式で実施するので、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、手洗い、手指消毒などの感染防止対策に御協力をいただき、風邪のような症状のある方は参加をお控えください。

7 お問い合わせ先

質問等がある場合は、下記の連絡先までお問い合わせください。

連絡先：登米市総務部総務課財産係（担当：千葉、村上）

所在地：〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6-1

電話：0220-22-2091（直通）

FAX：0220-22-3328

E-mail：somu-somu@city.tome.miyagi.jp